

## 第2回 福岡市医療的ケア児等支援協議会〔開催日：令和6年4月25日（木）〕

### 開会

#### ○事務局より

- ・会議の公開、傍聴等の説明、資料の確認
- ・委員紹介、事務局紹介、第2回の開催にあたり趣旨説明

### 議題（1）医療的ケア児者が利用できる社会資源（主に障がい福祉サービス）の不足に関する専門部会企画案について

※事務局より、配布資料6～8に沿って説明後、議事に移る。

委員：配布資料6について。教育分野においては令和元年度から令和5年度で看護師の配置人数が倍になっている。令和3年度に国が医療的ケア児支援法を施行して以降、教育分野においては、まだまだ不足しつつも、ある程度は充実してきていると思う。療育・福祉分野においては、生活介護や短期入所がなかなか増えていない様子である。医療型短期入所の事業所数については減少している。子どもに関する支援が充足しつつある一方で、成人期の方たちへの支援がまだまだ追いついていないと感じる。

事務局：医療型短期入所の事業所数の減少については、新型コロナウイルスの感染拡大時に感染症拡大防止の観点から外部の受け入れを制限したことや、人材確保の都合から減少傾向にある。福岡市としても働きかけているところだが、病院の経営上の点からも難しい様子である。

委員：看護職員を2人以上配置（常勤看護職員配置等加算ⅡまたはⅢを算定）している生活介護の事業所数は令和元年度11か所から令和5年度14か所に増加しているが、それでも足りない状況である。

事務局：生活介護について、福岡市の場合、入所施設を運営している事業者の多くは知的障がい者を対象とする施設として始まった経緯があり、規模の大きな法人であっても、なかなか医療的ケア者等の受け入れをするまで踏み出し切れていないようである。事業所を対象にアンケートを実施した際、既に知的障がいや強度行動障がいを受け入れている場合は、それらの利用者が医療的ケア者等の必要とするケアに必要な医療機器のコードなどを抜いてしまう恐れがあるなどの理由から受け入れは難しいという意見が見られた。

委員：生活介護事業所が増えていない点について、特別支援学校での進路における困難な点などを聞きたい。

委員：例えば、卒業する生徒が生活介護事業所の利用を月曜日から金曜日まで希望したと

しても、なかなか叶わず、月曜日はA事業所、火曜日はB事業所といったように、複数の事業所を組み合わせる利用することになった事例がある。感染症のリスク分散という観点も考えられるが、スムーズに進路先が決定したというわけではなく、様々なきさつや苦労があったと聞いている。

委員：子ども向けの支援が充実していく一方で、生活介護事業所が増えていない理由は何だろうか。

委員：医療的ケア児と比較すると、18歳以上になった途端に報酬単価が下がるため、事業所にとって採算が取れない赤字の事業をすることになってしまう。

委員：事業は継続していかなければならないが、職員に給料を払って経営していけるような収入がないと困難である。医療的ケア児と一言でまとめてしまっているが、スコアの点数で段階がわかれており、重症な方を受け入れる事業所ばかりに負担が集中しているように思える。いつ体調が急変するかわからないような子どもたちを受け入れるという精神的負担もあり、勤務する看護師が長続きせずに辞めていくこともある。一言に医療的ケア児というが、その重症度で支援の制度に差があってもよいのではないだろうか。在宅レスパイト事業についても、年度内の利用限度をもしものために取っておこうとして、年度末までに使い切らずに終わってしまうというケースが考えられる。年度を繰り越せるような制度にできないだろうか。

委員：誰にでも同じように同じ時間ということではなく、スコアの点数が比較的低くて預かり先もある方と、スコアの点数が高くて預かり先がなかなか見つからないような方で、取扱いの差を付けないといけないのではないかと思う。

委員：国の制度をすぐに変えることができるわけではないので、行政と私たち、それから親御さんたちと一緒に国に訴えていかないといけない。それとともに、現状困っている方々に対して、私たちができる工夫や市ができる助成などを組み合わせることで、支援していくことができるのではないだろうか。

委員：今後、部会で議論を重ねながら検討していくという理解でよろしいか。

事務局：そのとおりである。部会員の専門的な立場から、または実際のケアの現場で感じられたことなどの意見をいただくことで、福岡市の施策に反映していきたいと考えている。

委員：そもそも生活介護の現在の基準が医療的ケアのある人たちを受け入れる体制になっていない。生活介護にも医療的なケアができるスタッフを配置するため、加算が必要になってくるのは当然だと思う。あわせて定員の見直しがないと、重症度の高い人を受け入れることはとても難しい。

事務局：厚生労働省の資料によると、生活介護について、多機能型事業所の基本報酬の見直しが行われている。

委員：専門部会として最初に生活介護に関して話し合いを始めるという方針には基本的に賛成であるが、当面の間は生活介護のみを話し合うのか、それとも災害時の避難に係る課題などについても話し合っていくのか、今後の運営の方法について知りたい。また、地域生活支援協議会との関係性についても教えて欲しい。

事務局：医療的ケア児等に関する課題は様々であるが、専門部会ではそれらを一つずつ取り上げることで、深く議論していきたいと考えている。また、先日の地域生活支援協議会にて、医療的ケア児等支援協議会の設置については報告しているが、下部組織といった位置づけではなく、あくまで医療的ケア児等に係る専門的な知見から意見をいただくことで、福岡市の施策に反映していくことを目的としているものである。

委員：今後のスケジュールについて質問がある。専門部会のメンバーが決まったのちに、議論を進めていくなかで、部会の開催回数を決めていく考えだろうか。

事務局：そのように考えている。

委員：部会の構成メンバーについて、協議会のメンバーと重複する者もいるのだろうか。

事務局：一部重複するメンバーも予定しているが、緊急拠点受入事業所や特別支援学校の進路担当の教員など、現場に精通している方にメンバーに入っていただくことで、より深い議論ができると考えている。

委員：部会での協議内容が協議会に報告されるという流れか。

事務局：協議会は年2回程度を予定しており、昨年度同様に年度末頃に次回を開催したいと考えている。部会の進捗にもよるが、部会での協議内容は協議会で報告させていただく予定である。

## 閉会

事務局：本日いただいた意見を踏まえて、委員の人選を進め、専門部会を開催したい。各分野の医療的ケア児者に関する課題は山積しており、一朝一夕に進むようなものではないが、皆さまに意見をいただきながら、取り組んでいきたいと思うので、今後ともよろしくお願いしたい。